

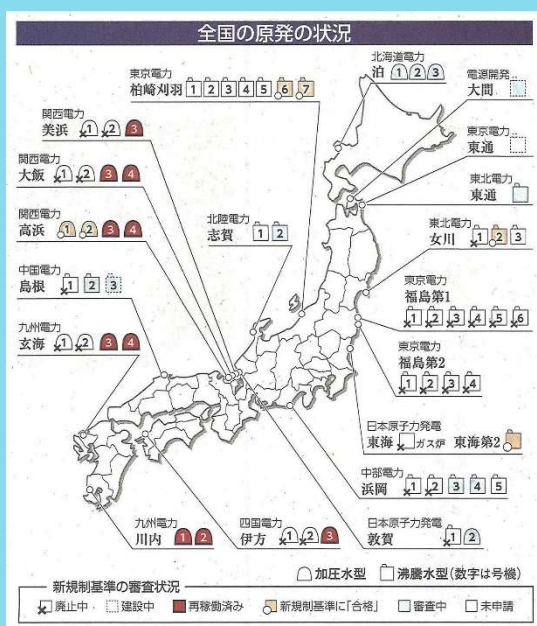
NO NUKES まちの便り まちの声

非核平和自治体情報誌

2021.9.15 第26号

発行：非核の政府を求める京都の会

●福島第一原発事故後、全国で24基が廃炉



●フィンランドとドイツの原発政策

	原発	処分場	環境問題と原発
フィンランド	推進 ↗	決定○	カーボンニュートラル(炭素中立) ○
ドイツ	撤退 ↘	未定×	サステイナブル(持続可能)ではない ×



フィンランド・オルキルオトの高レベル放射性廃棄物処分場

特集：脱原発のたたかいの到達点、フィンランドとドイツの原発政策の違い

—目 次—

福島第一原発事故後、全国で24基が廃炉に！.....	2 頁
—各地の裁判でのたたかいや市民の運動の高まりの中で— 中島 晃(弁護士、京都脱原発弁護団団長代行)	
連載:「世界における非核・脱原発への挑戦⑥」	5 頁
フィンランドとドイツー現在の状況・気候変動・放射性廃棄物 佐藤温子(青山学院大学准教授)	
連載:原発のない日本を求めて、講演行脚④.....	7 頁
ますます危険になる若狭の原発群 —第6次エネルギー基本計画素案— 市川章人(日本科学者会議会員、本会常任世話人)	

福島第一原発事故後、全国で24基が廃炉に！

—各地の裁判でのたたかいや市民の運動の高まりの中で—

中島 晃（弁護士、京都脱原発弁護団団長代行）

（はじめに）

2011年3月11日の東日本大震災を契機として発生した福島第一原発の過酷事故のあと、国内で稼働する原子力発電所は一基も存在しない状態になりました。ところが、福井県にある関西電力・大飯原発（3・4号機）は、当時の民主党政権のもとで、2012年7月に再稼働が强行されました。

こうした中で、京都脱原発弁護団・原告団は、2012年11月29日京都地裁に1,107名の原告で、国と関西電力を相手どって、大飯原発の運転差止と損害賠償を求める裁判を提起しました。

その後、京都地裁に提訴された大飯原発運転差止訴訟は、2013年12月に第二次、2015年1月に第三次、2016年1月に第四次、2017年2月に第五次、2018年3月に第六次の追加提訴を行い、現在まで原告総数は3,323名に達しています。

このように3,000名を超える大規模な原告団が原発運転差止訴訟に取り組んでいるのは、九州の玄海原発差止訴訟の原告団10,362名（2021年5月現在）に次ぐものであり、こうした大規模な原告団が原発の運転差止を求める裁判を提起して、法廷の内外でたたかいに取り組んでいること自体が、原発の安易な再稼働を許さない大きな社会的な歯止めとなっていることはいうまでもありません。。

* * * * *

1、ことごとく失敗した原発輸出

政府が最近発表したエネルギー基本計画の素案から原子力発電所の新增設が消えました。それに代わって、40年以上を超えた老朽原発も含めて、既設の原発の再稼働を推進することを掲げており、依然として原発に固執する姿勢を変えていません。

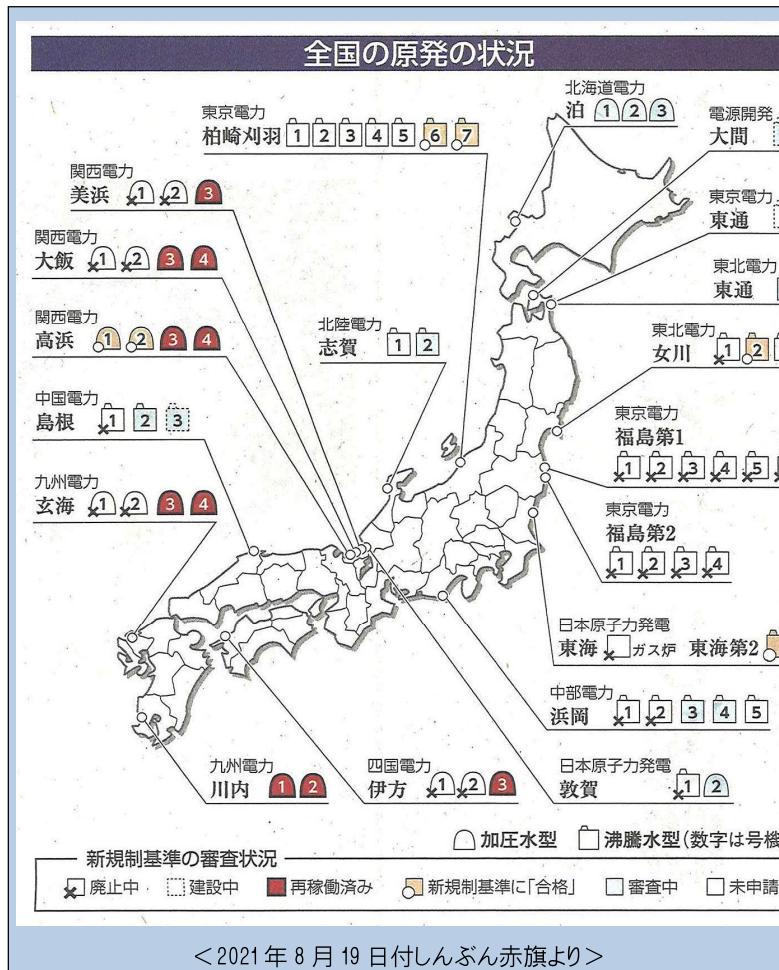
また最近、政府がこれまで「最安」としていた原発の発電コストについて、2030年の時点で、太陽光を上回るとの試算を公表しました。これは、原発の安全対策費が増加したためといわれていますが、原発が高コストであることは、研究者などにより以前から指摘されているところであり、もはやこの事実を覆い隠せなくなったことを示しています。

こうした事実は、これまでの原発推進政策が大きく破綻してきていることを物語るものにほかなりません。こうした原発をめぐる状況の背景として指摘しておく必要があるのは、日本の原発輸出政策がことごとく失敗してきたことです。

さきの安倍政権のもとで、原発輸出は「成長戦略」の目玉とされていました。

しかし、日立、東芝、三菱重工の三大原

子力メーカーが手掛けた原発の輸出案件はいずれも頓挫しました。東芝が、2017年、米国に



おける原発建設で巨額の負債を抱え込み、海外原発事業から撤退し、2019年初めには、日立製作所が英国での原発建設計画を凍結しました。また、三菱重工もトルコで進めていた原発建設を断念しました。いずれも建設費が膨張し資金の見通しがたたないことによるものです。

東芝は、2006年、米・ウェスチングハウス社（WH）の原発部門を買収して子会社化し、2015年には、「15年間で64基の受注を目指す」と豪語しました。しかし、その後、WHは、米国で受注した原発4基の建設費が膨れ上がり、2017年に経営破綻しました。このため、親会社の東芝が負った損失は、1兆4000億円に上り、東芝自身の経営をおびやかすまでになりました。

このほか、日立が受注したリトアニアでの原発計画も、建設の是非を問う国民投票の結果、反対が過半数に達したことから中断に追い込まれました。

こうした原発輸出の相次ぐ失敗は、日本における福島第一原発の過酷事故の経験に学び、海外でも原発の安全性に対するきびしい見方が広がったことにあることはいうまでもありませんが、同時に日本の国内でたたかわれている原発差止訴訟や福島原発事故による被災者の損害賠償訴訟の動向などが海外でも報道され、広く知られるようになったこともその要因の一つとなっていることは間違いないところです。

ともあれ、こうした原発輸出の相次ぐ頓挫は、原子力メーカーにも深刻な影響をもたらし、国内での原発の新增設についても、安易に見通せない状況をつくり出しています。



2、相次ぐ電力会社のモデルハザード

2019年9月、国税局による税務調査の結果、高浜町の元助役から関西電力の役員に「原発マネー」とおぼしき約3億2千万円もの多額の金品が渡っている事実が明るみに出され、世論のきびしい批判をあびて、関電の会長、社長らが辞任に追い

込まれる事態にまで発展しました。しかも、この問題では、報酬を減額された役員に対して、関電がひそかに減額分の填補を行っている事実まで判明し、電力会社の内部で歯止めのないモラルハザードが進行していることが明らかになりました。

こうした電力会社の不祥事は、関西電力だけではなく、東京電力でもおこっており、具体的には東電柏崎刈羽原発で、東電社員が2020年9月、他人のIDカードを使って中央制御室に不正入室していた事実が21年1月に発覚し、その後、工事が「完了した」と発表していた7号機の安全対策工事が未完了だったことも明るみに出ています。

そのうえ、最近では、日本電源の敦賀原発2号機（福井県）では、規制委員会に提出された地質データに関する資料の不正な書き換えが判明し、再稼働に必要な審査が中断されるという事態がおこっています。

このように、電力会社のモラルハザードが相次いで明らかにされる中で、はたして原発の安全な再稼働が確保できるのかが、根本から問われる状況が生まれています。。

3. 2021年3月の水戸地裁判決

日本原電東海第二次原発（茨城県東海村）をめぐる、茨城県などの住民ら224人が原電を相手取り運転の差し止めを求めている訴訟で、2021年3月18日、水戸地裁（前田英子裁判長）は運転差し止めを命じる判決を言渡しました。

この判決は、避難計画やそれを実行する体制が整えられていると言うには程遠く、「防災体制はきわめて不十分で安全性に欠け」と断じています。

また、この判決は、原子炉を設置する際の5段階の「安全対策」（「深層防護」）にも言及して、重大事故があった場合の避難等の被害緩和策が原子炉施設の安全にとって不可欠であり、「実現可能な避難計画と、実効し得る体制が整備されていなければならない」と述べています。この点で、この判決は、国際原子力機構（IAEA）が第1から第5までの防護レベルによる深層防護の考え方を採用していることから、こうした国際基準を重視して運転差し止めを認めたものとして非常に重要な意義があります。

このことは、現在の規制基準では避難計画が含まれていないことの欠陥をうきぼりにするものであり、大飯原発から周辺30km圏内に舞鶴市、綾部市などがある京都府における避難計画がはたして実現可能なものとなっているかどうか、あらためてきびしく問われる必要があるといわなければなりません。

4、京都地裁でのたたかい

京都地裁でたたかわれている大飯原発運転差し止訴訟は、提訴した時点では、大飯原発の1号機から4号機まで全ての原発の運転差し止めを求めるものでした。しかし、その後、関西電力は、大飯原発の1号機と2号機を廃炉にすることを決定しました（2017年12月）。これは、裁判の法廷が開かれる都度、原告本人の口頭による意見陳述が行われ、また原告と市民が傍聴席を埋めつくし、それだけでは足りずに、法廷には入りきらなかった多くの原告や市民を対象に弁護士会館などで模擬法廷を開いて、法廷でのやり取りを同時併行で再現する取り組みを行ってきた弁護団・原告団のたたかいの中で勝ち取られた大きな勝利だといえます。

福島第一原発の事故後、現在まで全国で24基の原発が廃炉になり、2016年には「もんじゅ」も廃炉となりました。これらの廃炉について、安全対策費の高騰により原発の採算が合わなくなったことを理由にしていますが、これまでの裁判での闘いや安全対策と廃炉を求める市民の運動の高まりの中で勝ち取られてきた成果であることはいうまでもありません。

しかも、それだけではありません。現在運転を再開している大飯原発3・4号機については、いずれも2022年8月までに特定重大事故等対策施設（いわゆる特重施設）の設置が義務付けられていますが、その施設の建設が1年以上遅れることが見込まれています。このため、大飯原発3・4号機についても、22年8月から運転を停止することは避けられないことになります。

このように、京都地裁での弁護団・原告団のたたかいは大飯原発1、2号機の廃炉をかちとるとともに、3、4号機についても安易な運転再開・継続を許さない状況をつくり出しています。

5、結びに代えて

森友・加計、さらには桜を見る会などで嘘と欺瞞を繰り返して、政権の延命をはかってきた安倍政権は、安倍首相本人の健康不安などを理由にして退陣に追い込まれました。

こうした状況のもとで、裁判所の中にも、少しずつではありますが、規制委員会の判断を鵜呑みにすることなく、原発推進政策のあり方を問い直すとする動きが生まれてきています。

すでによく知られているように、2014年5月21日、福井地裁（樋口英明裁判長）で言渡された大飯原発3・4号機の差し止めを命じた判決が、そのさきがけになったことはいうまでもありません



が、その後、2015年4月以降2020年1月まで、福井地裁、大津地裁、広島高裁など、2地裁、2高裁で原発運転の差し止めを命じる仮処分決定が出されてきました。しかし、その一方で、これらの判決や決定が、いずれもその後上級審などで取消されており、裁判所の中で、原発の運転再開を認めないという判断が、必ずしも定着しているわけではないという現実があることも見すえておく必要があります。

こうした中で、さきほど紹介した水戸地裁で日本電源の原発差し止めを命じる判決が出されましたが、それに先だって2020年12月4日には、大阪地裁（森健一裁判長）が大飯原発3・4号機の設置変更許可処分を取消す判決を言渡しました。この判決は、運転再開を認めた規制委員会の判断は、地震規模の想定で必要な検討をせず、看過しがたい過誤、欠落があると判断したものであり、原子力規制委員会の原発の安全性に関する判断の誤りを明確に指摘した点で、きわめて重要な意義をもつものです。

このように、いま裁判所でも、規制委員会の判断を無条件に肯定するのではなく、これを見直そうという動きが生まれています。しかし、その一方で、安倍内閣の退陣後に誕生した菅政権のもとでも、これまでの原発推進政策は何ら変わることなく継続しており、日本学術会議会員の任命拒否の動きに見られるように、むしろ、その権力的手法はより一層強められてきています。こうしたせめぎ合いが続けられている中、裁判所をめぐる内外の情勢を見きわめながら、京都地裁の大飯原発運転差し止訴訟はねばり強く着実な前進を図っているところです。

多くの市民の皆さんが引き続き、こうした裁判の動きに注目されるとともに、大飯原発をはじめ、すべての原発の再稼働を許さないたたかいをさらに大きく広げていくために、一層のご支援、ご協力を心からよびかけるものです。

（本会常任世話人）

連載：「世界における非核・脱原発への挑戦⑥」

フィンランドとドイツー現在の状況・気候変動・放射性廃棄物

佐藤温子(青山学院大学准教授)

はじめに

フィンランドは原子力による電力供給を推進し、一方ドイツは撤退へと歩んでいる。両国は民主主義国かつ技術先進国であり、日本とは異なり原発や最終処分場に致命的な地震の心配もあまりない。そうした共通する条件の下であるが、両国は原子力政策をめぐり相反する方向性にある。なぜだろう。

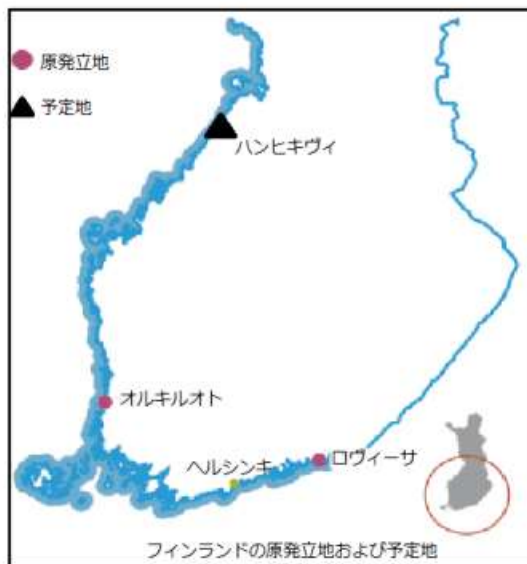
両国において、原子力政策の基盤となる価値観はかなり異なるようだ。たとえば、フィンランドは、チェルノブイリ原発事故が起きた後、西欧諸国で初めて新しい原発の建設に着手した国といわれる。一方でドイツのシュルツェ連邦環境相は、2021年、チェルノブイリ原発事故後35年に際し、「チェルノブイリから学ぶということは、脱原子力を実現させることを意味する」¹と述べた。



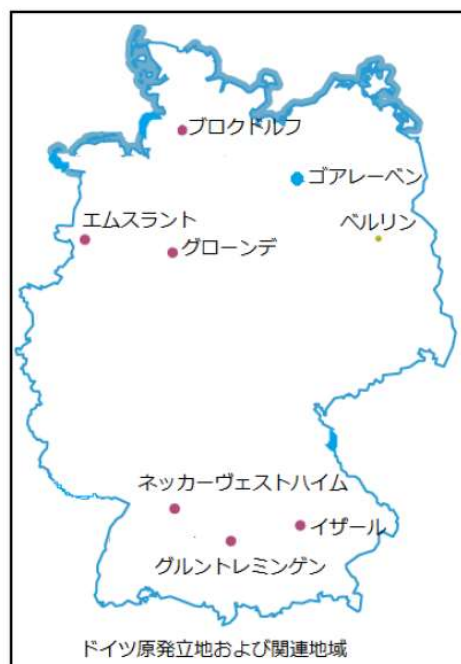
オルキオトの高レベル放射性廃棄物処分場

1. 現在の状況

フィンランドは、原子力の分野で先進的な国といわれる。福島第一原発(以下、福島原発)事故後も、同国の原子力推進に大きな変更はない。むしろ外国への依存から脱却するため、同国で生産される電力の約3分の1(2020年は33.9%)にあたる原子力による電力供給をさらに高めることが目指される。本稿の執筆時点(2021年8月中旬)では、ロヴィーサとオルキオトで原発各2基が稼働中であり、さらにオルキオトにおいて国内5基目となる原発(オルキオト3号機)が2022年に電力の商業生産を開始する見込みだ。ハンヒキヴィでも国内6基目(ハンヒキヴィ1号機)が建設に向けて進行中である。また、原発稼働の際に生じる、人体に極めて有害な高レベル放射性廃棄物を長期間完全に隔離する「最終処分」をめぐり各国が難渋してきた中、2001年、フィンランド国会は世界で初めて、オルキオトへの最終処分場建設計画を承認した。



一方で、ドイツは、福島原発事故後、2022年末までの脱原子力に舵をきった。同国は2011年3月まで17基の原発により全体の約4分の1の電力を得ていた。現在なお6基の原発が稼働する。同国では、1977年にゴアレーベンが放射性廃棄物処分場の立地として指名されて以来、40年以上論争的になってきた。しかし連邦放射性廃棄物機関(BGE)は、2020年9月28日付の中間報告において、ゴアレーベンを最終処分の候補地から除外することを明記した²。反原発運動の関係者らは喜んだが、ゴアレーベンに中間貯蔵



されている高レベル放射性廃棄物は、再び搬出されねばならない³。2031 年までに処分場立地を見つける見込みだ。

¹ <https://bit.ly/3gkG5Ki>

² <https://bit.ly/3suMGGQ>

³ <https://bit.ly/3B2EWit>

	原発	処分場	環境問題と原発	放射性廃棄物処分政策
フィンランド	推進 ➡	決定 ○	カーボンニュートラル（炭素中立） ○	・ロヴィーサ原発使用済み核燃料 1996 年までソ連／ロシアに輸送、高レベル放射性廃棄物の返還無し ・直接処分
ドイツ	撤退 ➡	未定 ×	サステイナブル（持続可能）ではない ×	・国内再処理計画の頓挫、外国への再処理委託（2005 年以来禁止）、高レベル放射性廃棄物の返還有り ・直接処分

2. 気候変動と原子力

原子力を語るときに、しばしば付随するのが気候変動問題である。フィンランドの経済・雇用省（TEM）の HP にも、「原子力はフィンランドの電力生産の土台」という見出しで、「原子力は、カーボンニュートラル（炭素中立）であり、原子力の利用は電力供給の確実性を高めるため、国家のエネルギー・気候戦略の実施に大いに貢献するものだ」⁴と記載されている。

一方でドイツの環境省（BMU）の HP には、シュルツェ連邦環境相が福島原発事故 10 年に際し次のように述べた内容が載っている。「気候保護の議論では、連邦環境省は『原子力は安全でもクリーンでもない』という明確な立場をとっている。比較的 CO₂ が少ないかもしれないが、サステイナブルな（持続可能な）ものではなく、つなぎの技術としては適していない。（中略）気候保護のための原子力——この神話はまだしばらく、きっと私たちの元に残るだろう。しかし、再生可能エネルギーは将来大いに発展する見込みがある。チェルノブイリ、フクシマ、そして未解決の最終処分問題は、原子力の代価とその事後負担がいかに計り知れないものであるかを、私たちに気付かせる」⁵。

3. 高レベル放射性廃棄物—資源、核兵器の材料、あるいはごみ

そもそも両国は、高レベル放射性廃棄物について異なる道をたどってきた。高レベル放射性廃棄物に関しては、「直接処分」「再処理」「他国への輸送」という、主に三つの方式がある。「再処理」には、原発に用いた後の使用済み核燃料からウランやプルトニウムを取り出し、再び燃料として用いエネルギー自給率を向上させるという構想が土台にある。このとき、使用済み核燃料はいわば「資源」と捉えられる。一方で、プルトニウム製造は核兵器につながるのではという疑惑がつきまとってきた。

フィンランドは現在、直接処分を採用する。当初は再処理も検討したが、特に 1974 年のインド核実験後、再処理は政治的に緊張を伴うものだった。また予算的にも不可能と考えられた。

一方、ドイツは自国での再処理を 1989 年まで追求した。再処理をめぐるのは最大規模の、参加者約 12 万人の抗議行動さえ引き起こされ⁶、また膨大な資金が無駄になったといわれる⁷。その後、外国での再処理を経て高レベル放射性廃棄物がドイツに返還されることに対して大規模な抗議行動が何度も行われ、警備の莫大な費用がかさんだ。

こうしてみると、フィンランドは直接処分を選択することにより、ドイツで見られたような再処理に関わる多大な費用負担および世論の反発を避けることができたといえるかもしれない。

⁴ <https://tem.fi/ydinenergia>

⁵ <https://bit.ly/37ZrGOU>

⁶ <https://bit.ly/3mi3Shz>

⁷ <https://bit.ly/3k2ZhNC>

さいごに

かといってフィンランドの原子力政策が順調なわけではない。予定しているオルキルオト 3 号機は、そもそも 2005 年に建設に着手し 2009 年完成の見込みだったが、遅延が重なった⁸。ハンヒキヴィ 1 号機の計画も遅延している。また、原子力利用の拡充により国家としてエネルギーの自律性が高まるとされる一方で、ハンヒキヴィ 1 号機にロシアの国営企業ロスアトム（Rosatom）が関与することにより外交・安全保障政策上の点等から懐疑的な目も向けられている⁹。さらに高レベル放射性廃棄物の「最終処分」といっても、実際には、一般の人びとの手の届かない地層深くに設置して眠らせることになる。今後、両国はどのような道筋をたどることになるのだろうか。

⁸ <https://bit.ly/3k87osm>

⁹ <https://yle.fi/uutiset/3-11910046>



連載：原発のない日本を求めて、講演行脚④

ますます危険になる若狭の原発群 —第6次エネルギー基本計画素案—

市川章人（日本科学者会議会員）

■第6次エネルギー基本計画素案と「野心」

7月21日経済産業省は3年ぶりに新たなエネルギー基本計画の素案を公表した。電源構成では2030年の再生可能エネルギー（以下、再エネ）目標が36～38%と前回計画より高くなり、「野心的」と自賛した。しかし、「気候変動に関する政府間パネル」によると、1.5℃気温上昇予測が10年も早まり、早ければ2030年に達するという状況では、目標が低すぎる。

「野心」が気候危機回避よりも経済にあることは、「デジタル技術における覇権争いに、新たに気候変動、脱炭素化を巡る覇権争いの要素が加わり…日本としても…競争力を高めていく」という文面が示す。原発でも、2019年4月の経団連提言が露骨に求めたように、投資回収が最大の課題である。

■手段選ばぬ既存原発の最大限活用へ

原発輸出は2020年9月イギリスからの撤退を最後にすべて頓挫した。そこで政府・財界は「既存原子力発電の最大限の活用」を掲げ、国内の36基全てを早期に再稼働し、稼働率を可能な限り上げるため手段を選ばない方向へ舵を切った。しかも、CO₂を排出しないことを口実にして。

素案では「メーカー等も含めた事業者間の連携組織が中心となり…経年化対策…長期運転を…官民それぞれ…検討」「定期検査の効果的・効率的な実施や運転サイクルの長期化を…検討」とある。

電気事業連合会の「エネルギー基本計画の見直しに向けて」（2021.4.16）が“解説”してくれる。

まず、政府目標20～23%は表向きで、もっと原発依存を増やすのが本音である。図にあるように未申請も含めて再稼働し、2030年電源構成率目標を29%としている。

そのために、「再稼働加速タスクフォース」を作り、業界総がかりで再稼働を急ぐのである。

2030年目標達成には、美浜・高浜・東海第二の40年超原発4基に加え11基の運転延長が不可欠になる。さらに60年まででなく、規制法を変えて80年運転も可とするのが「長期運転」方針である。

定期検査日数を減らすことや、原発を停止せず運転しながらの検査まで導入しようとしている。

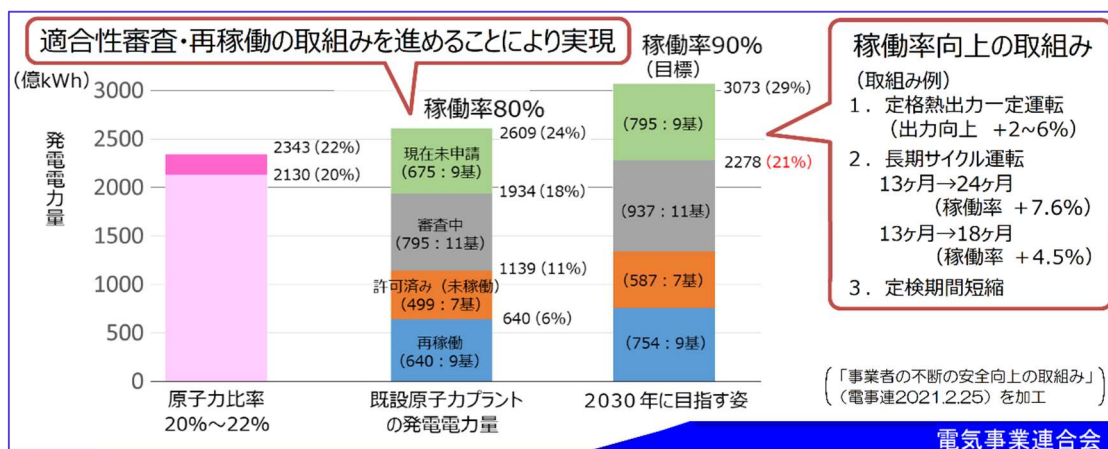
「運転サイクルの長期化」とは、13か月運転後に定期検査を行う現状から、どの原発も18か月あるいは24か月まで伸ばす計画である。

■安全二の次で酷使、若狭原発群の危険性

これらの実行は、既存原発のすさまじい酷使をもたらす。事故前2010年で67.3%、昨年15.5%の稼働率を80%、90%に上げるのは無謀であり、稼働優先・安全対策後回しになりかねない。

事実、関西電力は昨年それをやろうとした。大飯3号機の定検で、厚さ14mmの一次配管に亀裂を発見（深さ4.6mm、長さ67mm）するも、設計上必要な厚さ8.2mmを満たすとして「1年後の定検時に交換」を決めた。規制委員会が亀裂進行を危惧したため、交換をしたが、同様の対応が蔓延しかねない。

「世界原子力産業現状報告2019」は気候危機対策上、原発は費用とスピードで最も不適と指摘。原発への傾斜は再エネの普及を妨げる。高まる事故の危険性からも、気候危機回避からも、若狭原発群はすぐに停止すべきである。（常任世話人）



編集後記 菅政権が自壊。間もなく総選挙。科学的知見にもとづくコロナ対策の強化、核兵器禁止条約を批准し、9条をもつ政府にふさわしい平和外交、地球環境を守るエネルギー政策等が期待できる政府誕生を願う。（長長）

編集・発行：非核の政府を求める京都の会 〒606-8397 京都市左京区聖護院川原町4-13 教育会館別館1階
Tel・Fax: 075-771-0729 Mail: hikaku-kyoto@nifty.com ホームページ: <http://hikaku-kyoto.la.coocan.jp/>